足立区教育委員会会議録

会議名	平成２７年第５回足立区教育委員会臨時会		
開会月日	平成２７年８月２４日（月）	場所	教育委員会室
会議時間	（開会）午前・午後 ４時３０分 ～ （閉会）午前・午後 ４時３７分		
休憩時間	①（休憩）午前・午後 時 分 ～ （再会）午前・午後 時 分 ②（休憩）午前・午後 時 分 ～ （再会）午前・午後 時 分		

委員の出席						
	教育長	定野 司	出席	委員	桑原 勉	出席
	委員	小川 正人	出席	委員	小川 清美	出席
	委員	花岡 惠三	出席	出席者5名、欠席者0名		

出席説明員					
山本 聖志	教育次長	欠席	伊藤 良久	子ども家庭部長	欠席
宮本 博之	学校教育部長	出席	山根 晃	子ども家庭課長	出席
杉岡 淳子	教育政策課長	出席	松野 美幸	待機児ゼロ対策担当課長	出席
太田 照生	学校適正配置担当課長	欠席	小山 幸俊	子ども・子育て支援課長	出席
稲本 望	学校施設課長	欠席	後藤 英樹	子ども・子育て施設課長	出席
山田美砂緒	学校改築担当課長	欠席	寺島 光大	青少年課長	出席
山中 寛	学校改築担当課長	欠席	西野 知之	こども支援センターげんき所長	欠席
望月 義実	学務課長 おいしい給食担当課長	欠席	渡邉 勇	子ども支援担当課長	欠席
浮津 健史	教育指導室長	出席	森 太一	学力定着推進担当課長	出席
山崎 恵子	教職員課長	欠席	飯塚 尚美	幼児プロジェクト推進担当課長	出席
永井 章子	生涯学習振興公社事務局長	欠席			

書記		
清水 均 庶務係長	佐々木 直 庶務係主査	楠山 慶之 教育政策担当係長
秋元 康裕 教育政策担当係長	小室 晃 子ども家庭係長	

傍聴者	０名

会議に付した議題	別紙、会議次第の通り。

平成２７年８月２４日

足立区教育委員会

（臨時会）

午後４時３０分開会

○教育長　ただいまから本年第５回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

◇

○教育長　初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に小川正人委員、桑原委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

◇

○教育長　それでは日程第１、第７６号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第１、第７６号議案　「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」に関する教育委員会の意見について。

以上。

○教育長　第７６号議案について、山根子ども家庭課長から説明をお願いいたします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長　子ども家庭部長が所用により欠席のため、私から第７６号議案のご説明させていただきます。

説明資料の２ページをお開きください。件名、所管部課名については、記載のとおりです。

こちらの区長の権限に属する事務の委任につきましては、記載の条例施行規則を改正するということで、地方自治法第１８０条の２の規定に基づきまして、足立区長より意見を求められております。内容としましては、異議はないという旨を回答するものでございます。

地方自治法第１８０条の２の規定、改正規則の名称については、記載のとおりです。

改正の理由でございますが、児童福祉法の改正により、新たに区長の権限とされた「家庭的保育事業等の認可の事務」という項目について、教育委員会に委任するということになります。新たに区長の権限とされた事務につきまして３点表記しておりますが、（１）家庭的保育事業等の認可に関する事務、（２）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する事務、（３）特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対する指導及び検査等に関する事務、ということでございます。

施行日につきましては、公布日でございます。

今後ですが、本案議決後、区長部局で本規則の改正を行います。私からは、以上でございます。

○教育長　ただいま説明がございましたので、これより本案の審議に入ります。第７６号議案についてご質問、ご意見がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何かございますか。

（なし）

ないようですので、これより第７６号議案「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」に関する教育委員会の意見についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

○教育長　次に日程第２、第７７号議案を議題といたします。

庶務係長。

○庶務係長　日程第２、第７７号議案　足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例の一部を改正する条例について。

以上。

○教育長　第７７号議案について、山根子ども家庭課長から説明をお願いいたします。

子ども家庭課長。

○子ども家庭課長　第７７号議案について、ご説明させていただきます。資料の３ページ、「足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例の一部を改正する条例」を提出したいと思っております。

こちらにつきましては、第１条の中の「評価」の次に「並びに家庭的保育事業等の認可等の審査」という文面を加えるものでございます。それから、第３条第４号中に「前３号」という記載がございますが、「前各号」に改めるということで、同号を同条第５号という形にするものでございます。同条第４号として、「児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１５の規定による家庭的保育事業等の認可及び施設整備等の補助に係る支給対象の候補者の審査に関すること。」を加えるために、このような改正を行うものでございます。

４ページをお開きください。件名、所管部課名は記載のとおりです。改正理由でございますが、子ども・子育て支援事業計画及び待機児童解消アクション・プランに基づいて待機児童対策を確実に推進するということで、こちらの選定等審査会を設けているものでございます。先ほどの第７６号議案にもございましたが、児童福祉法の改正に伴いまして、家庭福祉員という表記だったものが、これからさらに認可等について法的に保障されて実行するということでございますので、こちらについて条例に明確に記載し、確実にするということで本条例改正案を提出するものでございます。

また、施設整備の補助金の支給対象についても、候補者の審査を行うということで、こちらも改めて明記させていただくということでございます。

施行年月日は、公布の日ということになりますので、公布日に施行して事務を進めて参りたいと思います。私からは以上です。

○教育長　ありがとうございました。ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第７７号議案についてご質問、ご意見がございましたら、委員のご発言をお願いします。何かご質疑ございませんか。

（なし）

ないようですので、これより第７７号議案　足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長　それでは、以上をもちまして、本年第５回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後４時３７分閉会

平　成　２　７　年　第　５　回
足　立　区　教　育　委　員　会　臨　時　会

日　　時　　平成２７年８月２４日　月曜日　午後４時３０分開議
会　　場　　足立区教育委員会室

１　議 事 日 程

			頁
日程第１	第７６号議案	「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」に関する教育委員会の意見について	1
日程第２	第７７号議案	足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例の一部を改正する条例について	3

第７６号議案

「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

平成２７年８月２４日

提出者　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

議案に関する教育委員会の意見について

足立区長より教育委員会の意見を求められた「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則」の一部改正に係る意見について、これに異議はないものとする。

（提案理由）

地方自治法第１８０条の２の規定に基づき、足立区長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第 ７ ６ 号 議 案 説 明 資 料

平成２７年８月２４日

件　　名	「区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」に関する教育委員会の意見について
所管部課名	子ども家庭部子ども家庭課　子ども・子育て施設課
内　　容	下記の規則を改正するにあたり、地方自治法第１８０条の２の規定に基づき、足立区長より意見を求められたので、「異議はない」旨回答する。 ※（参照条文）地方自治法第１８０条の２ 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。 １　改正する規則の名称 区長の権限に属する事務の委任等に関する条例施行規則 ２　改正理由 児童福祉法の改正により、新たに区長の権限とされた「家庭的保育事業等の認可の事務」等を教育委員会に委任するため。 ３　新たに区長の権限とされた事務（教育委員会に委任する事務） （１）家庭的保育事業等の認可に関する事務 （２）特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する事務 （３）特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に対する指導及び検査等に関する事務 ４　規則の施行日 公布の日
今後の方針	本案議決後、区長部局にて本規則を改正する。

第７７号議案

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

平成２７年８月２４日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例の一部を改正する条例

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例（平成２３年足立区条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「評価」の次に「並びに家庭的保育事業等の認可等の審査」を加える。

第３条第４号中「前３号」を「前各号」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

（４）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１５の規定による家庭的保育事業等の認可及び施設整備等の補助に係る支給対象の候補者の審査に関すること。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会において、児童福祉法の改正により区が行うこととなった家庭的保育事業等の認可及び施設整備等の補助金支給対象候補者の審査を行う必要があるので、この条例案を提出いたします。

第７７号議案説明資料

平成２７年８月２４日

件　　名	足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例の一部を改正する条例
所管部課名	子ども家庭部子ども・子育て施設課
内　　容	１．改正の理由 　子ども・子育て支援事業計画及び待機児童解消アクション・プランに基づいた待機児童対策を確実に推進するため、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会において、児童福祉法の改正により区が行うこととなった家庭的保育事業等における認可及び施設整備等の補助金支給対象候補者の審査を行う必要があるので、本案を提出する。 ２．主な改正内容 　足立区子ども施設指定管理者選定等審査会の所掌事項に「児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３４条の１５の規定による家庭的保育事業等の認可及び施設整備等の補助に係る支給対象の候補者の審査に関すること。」を加える。 ３．施行年月日 　公布の日
今後の方針	施行年月日　　公布の日

足立区子ども施設指定管理者選定等審査会条例の一部を改正する条例　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
（設置） 第１条　足立区における子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査及び指定管理者の行う管理の業務の評価を適正に行うため、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 第２条　（略） （所掌事項） 第３条　審査会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （１）　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により子ども施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定に関すること。 （２）　指定管理者の指定期間中における管理の業務に係る評価に関すること。 （３）　子ども施設を民間事業者が運営する施設とする場合における当該民間事業者の候補者の選定に関すること。 （４）　前３号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めること。 第４条から第８条まで　（略）	（設置） 第１条　足立区における子ども施設に係る指定管理者等の候補者の選定審査及び指定管理者の行う管理の業務の評価並びに家庭的保育事業等の認可等の審査を適正に行うため、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、足立区子ども施設指定管理者選定等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。 第２条　（略） （所掌事項） 第３条　審査会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 （１）　地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により子ども施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定に関すること。 （２）　指定管理者の指定期間中における管理の業務に係る評価に関すること。 （３）　子ども施設を民間事業者が運営する施設とする場合における当該民間事業者の候補者の選定に関すること。 （４）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15の規定による家庭的保育事業等の認可及び施設整備等の補助に係る支給対象の候補者の審査に関すること。 （５）　前各号に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めること。 第４条から第８条まで　（略） 付　則（平成27年　月　日条例第　号） この条例は、公布の日から施行する。